faro ファーロ

東京司法書士会

「いざというとき」
あなたを照らすサポートマガジン

司法書士 150th ANNIVERSARY

vol.58
2022年
冬号

特集

「もめ事」で困ったときの解決への道の見つけ方

コラム
新・司法書士今昔物語
14年前に「すてっき」を創設 対話から解決の道を探る

連載
世界の偉人に学ぶ！ 広岡 浅子

Q&A
司法書士なんでも相談室
・「訪問販売」で買った商品は返品できますか？
・転職後に支払われていない給料の請求方法は？

特集

「もめ事」で困ったときの解決への道の見つけ方

友人がお金を返してくれない、遺産の分配で親族ともめている、
騒音問題でご近所とトラブルに……。
生活の中で身近な人とのもめ事を抱えることは、珍しくありません。
そんなとき、あなたはどうしますか？
訴えて裁判？ それとも、事を荒立てたくないから我慢する？
どちらも困る……というとき、おすすめしたいのが、
「相手としっかり話し合って、お互いに納得できる落としどころを見つける」
という方法です。
そんなことができれば苦労しないよ、と思うかもしれません。
でも、当事者同士では感情的になって破綻する話し合いも、
第三者が間に入ることでうまく進むことがあります。
さらにそれが、法律知識と話を聞き出すスキルを持った司法書士なら、
うまくいく可能性はぐっと高まります。
今回は、そんなもめ事の解決のために役立つ手段をご紹介します。

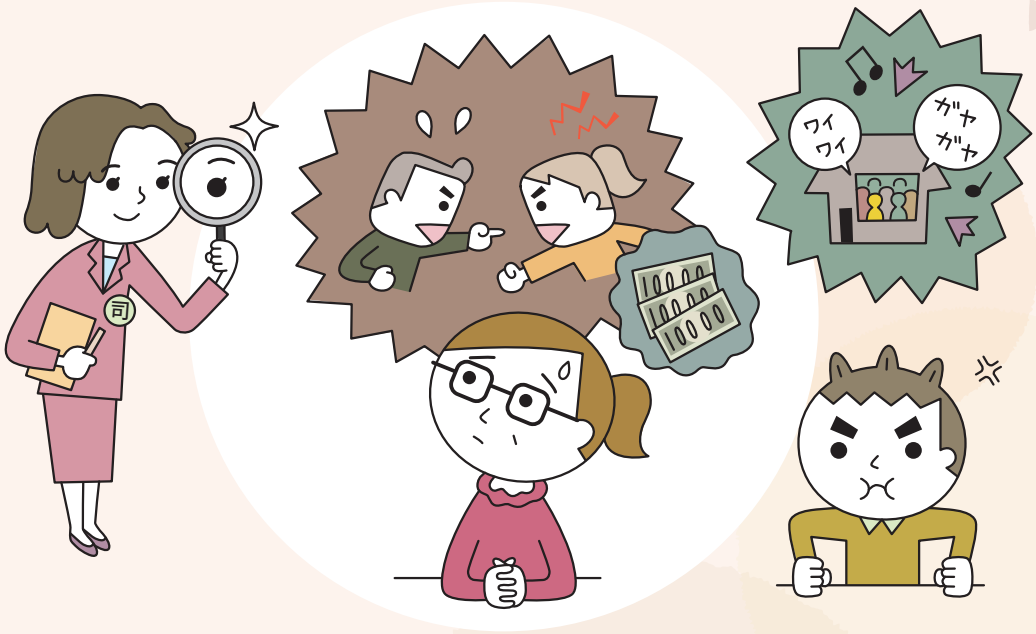

あなたが大切にしたい事は？ 自分に合った解決手段を選ぼう

遺産のことで兄ともめて、困っています。
亡くなった母の介護を、兄は私に任せきりでした。
遺産分割ではその分を考慮してほしいし、
せめて介護にかかった費用くらいは
出してほしいと思うのですが、兄は応じません。

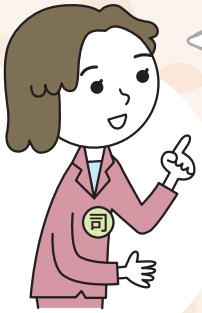

お兄様と話し合いは
されたのですか？

話し合おうと電話をしても、
法定相続分は俺の権利だと
言い張るばかりでらちがあきません。
兄は声が大きくて、私はどうしても
その勢いに押されてしまって、言いたいことも
言えなくなってしまうんです……。

裁判をすればいいと
いう人もいるのですが、
昔は仲が良かった兄だし、
できればそれは
避けたいんです。

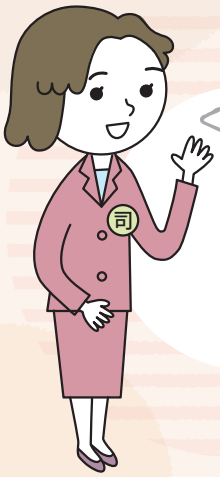

なるほど、
わかりました。
解決への道を
一緒に
探しましょう。

人間関係は壊したくない でも、もめ事は解決したい

トラブル解決には裁判、と思いがちですが、実はそれ以外にも手段はあります（5ページの図参照）。それが**「ADR（裁判外紛争解決手続）」**という制度です。一般に調停やあっせんと呼ばれ、その一つが、裁判所で行う調停（家事調停・民事調停）です。裁判所の調停は歴史が長く、利用者も多い手段です。

しかし、Aさんは裁判所の調停にはあまり乗り気ではないようです。

「私の知人も、親族と遺産分割でもめて、家事調停を申し立てたと言っていました。でも、あまりちゃんと話し合う雰囲気にはならなくて、一応和解はしたものの、結局その親族とは絶縁状態になっちゃったみたいで」

裁判所の調停は、多くの場合、調停委員が当事者から交互に話を聞いてそれを相手方に伝える「別席方式」で行われます。顔を合わせたくない相手と利害の調整をしたい場合には、安心できる方法です。一方、相手としっかり話し合って納得したうえで解決したい人にとっては、不満が残ることもあります。

専門家のサポートで本音を引き出す

相手としっかり話し合って解決したいという場合におすすめしたいのが、話し合いを専門家がサポートしてトラブル解決を目指す**「対話促進型」のADR**です。ADRには、行政機関や民間団体が行っているものがあり、それぞれの組織が専門分野を生かして紛争解決に努めています。

その一つが、東京司法書士会が運営する調停センター「すてっき」。司法書士が調停人として話し合いや交渉の進行役となって、**当事者同士の対話を促進することで本音での話し合いによる解決に導く**、対話促進型ADRを行っています。司法書士は相続や登記のエキスパートで、「身近な法律家」としてのさまざまな経験があります。「すてっき」では、ADRスキルを身に付けた司法書士が、メディエーター（調停人）として話し合い（調停）をサポートします。各案件には、2人の調停人のほかに、双方の連絡やスケジュール調整などを担う調停管理者が付き、スムーズに調停が進むように気を配ります。

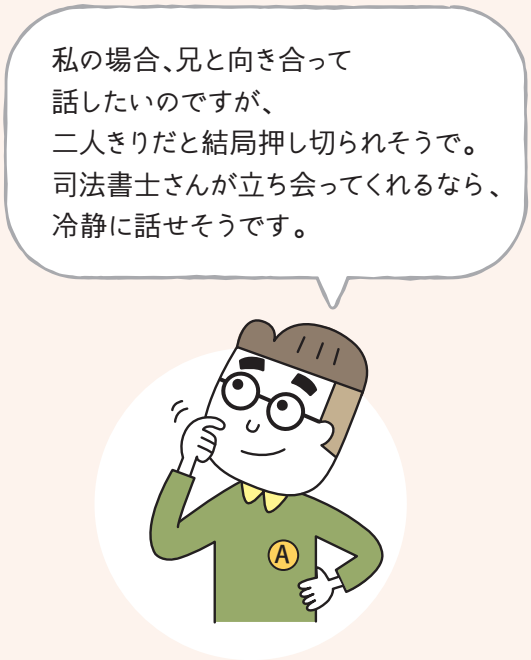

話し合いによる「納得」が本当の解決への道

「すてっき」をはじめとする民間ADRでは、話し合って到達した「合意」に強制執行ができる効力はありません。それに対して、裁判所の調停では、合意後に作成される調停調書は判決と同等の効力があり、調書に基づいて強制執行ができます。トラブルの種類や相手によっては、この執行力が必要なケースもあります。

しかし、Aさんの場合は、執行力よりも、本人同士が納得することが本当の解決につながる道だと思います。遺産相続トラブルの背景には、それぞれの人生での親への思いやさまざまな過去の出来事が積み重なっています。単にお金の問題だけ解決しても、後にしこりが残ってしまうことがあります。逆に、双方が納得して合意できれば、法的な強制力は必要ない場合が多いのです。対話促進型ADRは、この**「本人同士の納得」を大切にする手段**といえます。

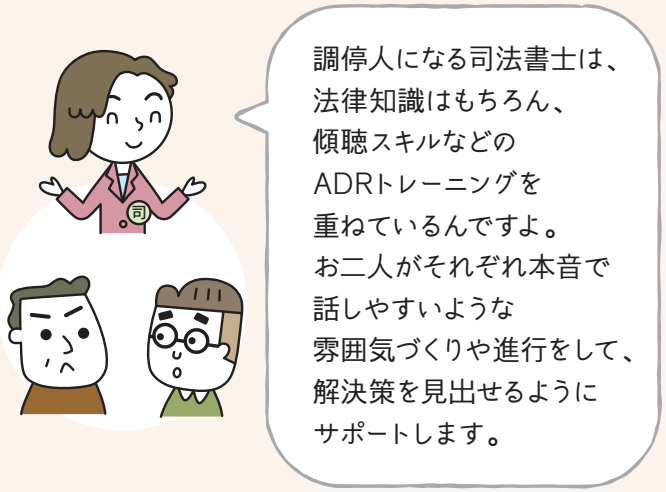

裁判 or ADR？ 迷ったときはココをチェック！

相手と今後も関係が続く（関係を続けたい）か

check! ココをチェック

裁判をすると対立が鮮明になり、相手との人間関係が壊れることが多い。親族や近隣住民など、今後も付き合いが続く可能性の高い相手とは、話し合いと当事者間の合意を大切にするADRがおすすめ。

トラブルについて他人に知られても問題ないか

check! ココをチェック

裁判は原則公開で、第三者でも傍聴などが可能。それに対してADRは非公開で、プライバシーが守られる。

自分の主張を立証できる証拠があるか

check! ココをチェック

証拠がない場合は、裁判で勝つのは困難。

相手に、問題解決のために話し合う意思があるか

check! ココをチェック

ADRには強制力がないので、相手に話し合う気がない場合には成立しない。

どんな解決手段がある？

もめ事
（トラブル・紛争）

- **裁判**
- **当事者同士の話し合い**
- **ADR 裁判外紛争解決手続**
  - 当事者同士の話し合いを、中立の第三者がサポート
  - **裁判所の裁判外手続き**
    - ・簡易裁判所、地方裁判所（民事調停）
    - ・家庭裁判所（家事調停）
  - **行政が運営**
    - ・国民生活センター
    - ・東京労働局　など
  - **民間団体が運営**
    ※法務大臣の認証制度
    - ・司法書士会や弁護士会など法律専門家関係団体
    - ・業界団体、消費者団体　など
    - **東京司法書士会 調停センター「すてっき」**

東京司法書士会が運営する**「対話促進型」のADR機関。**
（→詳しくは8ページ「新・司法書士今昔物語」参照）

「すてっき」は、こんなに利用しやすい！

○調停の時間や場所の自由度が高い。忙しい人でも利用しやすい。

〈調停の利用可能日時〉 土曜、日曜、祝祭日を含む午前9時から午後8時まで

〈調停の場所〉 基本は、東京司法書士会の調停センター（※）だが、調停人の出張も可能。また、リモートでの調停も可能。
※新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館2F

○申込前の受付相談は無料なので、気軽に相談できる。

○調停手続は非公開で、プライバシーや秘密が厳守される。

■費用について

（1）申立事務手数料
11,000円（消費税に相当する額を含む）

（2）調停実施手数料（手続実施者報酬）
各当事者5,500円（消費税に相当する額を含む）

（3）合意成立手数料　以下のとおり

合意成立の価額	手数料額（消費税に相当する額を含む）
140万円以下	3万円
140万円を超え300万円以下	3万円＋（合意金額−140万円）×5%
300万円を超え1,000万円以下	11万円＋（合意金額−300万円）×3%
1,000万円超	32万円＋（合意金額−1,000万円）×1%

こんなもめ事も「すてっき」にお任せ！

東京司法書士会の「すてっき」では、さまざまな事情を抱える方々の、幅広いもめ事の解決のお手伝いをしています。事前に受付相談（無料）もできますので、「こんなトラブルも持ち込んでいいの？」と迷ったら、まずはご相談ください。

《トラブル例》

金銭トラブル

●友人に貸したままズルズルと返済を引き延ばされている50万円。この辺でケリをつけたいが、裁判までして友人関係を壊したくはない。

「すてっき」なら ⬇調停人立会いのもとで気持ちを伝えることで、より良い友人関係を続けていくために、現実的な落としどころを探せます。

●元恋人に貸したお金を返してもらいたいが、二人だけで会って話をするのは嫌だし、家族や知人にも知られたくない。

「すてっき」なら ⬇「すてっき」の調停は非公開で秘密厳守なので、第三者に知られる心配はありません。

相続・登記トラブル

●兄弟3人の共有名義で相続した実家が、空き家のままになっている。売りたいと思うが、弟が強硬に反対して話が進まず困っている。

●遺産分割のための財産確認で、「こんなに預金が少ないはずがない。使途不明金がある」と言い出した相続人がいて、もめている。

●姉は、両親に家を建ててもらって孫の学費なども出してもらっている。それなのに、遺産も法定相続分の権利があるからと言って、もらおうとするのはずるい。

「すてっき」なら ⬇調停人となる司法書士は、相続に関するさまざまな経験が豊富でADRに関するスキルも身に付けています。法律知識と経験をもとに、当事者双方の言い分をそれぞれの思いに寄り添って聞くので、安心して本音での話し合いができます。

「すてっき」の利用手順

❶申し込み

東京司法書士会ホームページの「東京司法書士会調停センター 相談申し込みフォーム」からお申し込みいただくか、以下にお電話ください。

03-3353-8844

（平日9時～12時／13時～17時）

❷受付相談

利用方法や手続きについてご説明し、相談内容をお聞きします（相談内容によってADR以外の解決方法が良いと判断した場合は、そちらをおすすめすることもあります）。

❸利用申し込み

利用を決めたら、申立事務手数料（1万1千円）を納付して申し込み。調停手続きが開始します。

❹相手方への通知

「すてっき」から、相手方にあなたの依頼に関するお知らせを通知。調停手続きについて説明し、相手方からも事情をお聞きして、調停出席の意思を確認します。

ご近所トラブル

●隣家のテレビの音に悩まされていて、こちらはずっと我慢していたのに、先日「お宅の子どもの声がうるさい」と苦情を言われてモヤモヤしている。

●自宅の塀が老朽化して危険なので建て直したいのだが、隣家との境界を確認しようとしたら、話がこじれてしまってどうしていいかわからない。

「すてっき」なら ⬇ご近所トラブルの背景には、口にできなかった不満や過去の出来事などが隠れていることも。調停人立会いのもとで本音で話し合うことで、わだかまりが解けてトラブル解決につながる可能性があります。

●台風で自宅の瓦が飛んで、隣家の壁を損傷。損害賠償の請求が来たが、金額が高すぎると思う。

「すてっき」なら ⬇法律の知識を持った調停人立会いのもとで話し合うことで、相手も法外な要求はしにくくなり、冷静な話し合いができます。

労使トラブル

●バイト先でずっと残業代が不払い。払ってもらいたいが、いずれこの業界で就職するつもりなので、裁判に持ち込むと変な噂が立ちそうで怖い。

「すてっき」なら ⬇「すてっき」は非公開で秘密厳守なので、プライバシーが守られます。個人での苦情は曖昧にされても、法律の専門家立会いのもとで話し合うことで、雇い主もいい加減なことはしにくくなります。

夫婦・男女間トラブル

●いずれ結婚するというから同棲したのに、一方的に別れを切り出されて許せない。

●離婚したいが、子どもの親権や養育費などで意見が食い違って話が進まない。

「すてっき」なら ⬇当事者同士ではどうしても感情的になりがちな案件も、調停人が立ち会うことで冷静に、かつ安心して話し合いが進められます。

賃貸・マンション管理トラブル

●マンションの管理費をずっと未払いの住人がいる。督促すると、逆に、管理会社の不備をいろいろ話し出して、話がかみ合わない。

●賃貸に出しているマンションで、「ベランダでハトを飼っている住人がいる」という苦情が。当人に確認したが、「知らない」と言われて、らちが明かない。

「すてっき」なら ⬇双方に話を聞いて事実確認をしてから調停を行うことで、言い分の食い違いや論点がはっきりするので、話し合いが進みやすくなります。

●2年住んだ賃貸の部屋を退去する際、大家(賃貸人)が何かと理由を付けて敷金を返してくれなかった。少額訴訟をしようかと思ったが、迷っている。

「すてっき」なら ⬇裁判所に訴えると、相手も、弁護士を立てるなど争う姿勢を鮮明にしてくるケースが多いです。対立ではなく、きちんと話し合おうと提案することで、相手も譲歩する可能性があります。

※相手方と連絡が取れない、あるいは、相手方が拒否したときは、不成立となります(費用は、実費を差し引いて返金)。

❺調停の実施

日程と場所を調整し、調停を行います。調停は、1回につき2時間程度で、通常は3回以内の調停で合意をめざします(双方が希望すれば、さらに回数を重ねて話し合うことも可能)。

❻合意成立、または、終了

合意成立の場合は、合意書を作成します。残念ながら合意に至らずに終了したり、取り下げとなる場合もあります。

※費用の詳細については5ページ参照

「すてっき」を利用したことで、兄にきちんと話を聞いてもらえて、モヤモヤが晴れました。「実は、コロナで家業が苦しい」という兄の本音も聞けたので、あらためて2人で母の気持ちも考えたうえで、前向きに解決策を検討できました。

Aさん

それは良かった！今後も、より良い関係が続けられそうですね。

司法書士

14年前に「すてっき」を創設 対話から解決の道を探る

東京司法書士会の調停センター「すてっき」は、2008(平成20)年に民事に関する紛争を解決する民間ADR機関として開設された。めざしたのは対話促進型ADR。行き詰まってしまったもめ事について、当事者同士が安心して話し合える場を――。その想いを胸に、センター創設に当たった司法書士たちがいた。

伊藤文秀(いとう・ふみひで)

2000年司法書士登録。2004年に東京司法書士会のADR検討委員会委員長となり、調停センター設立準備に当たる。開設から10年間は同事務長、その後2021年まで同運営委員。2009年日司連裁判事務推進委員会副委員長。

21世紀を目前に控えた1999年、内閣に「司法制度改革審議会」が発足し、国民がより利用しやすい司法制度の実現に向けた審議が始まった。そのテーマのひとつとして挙げられたのが「ADR(裁判外紛争解決手続)の拡充・活性化」だ。訴訟手続によらずにトラブルを解決しようとする当事者のため、多様なニーズに応えるADRの特徴を活かし、その育成・充実を図ろうというもので、2001年にまとめられた同審議会の意見書において、隣接法律専門職種等の専門性を活用する方針が示された。これを受け、利用者となる市民の立場から国に意見を上げようと、消費生活アドバイザー、司法書士、弁護士などが集まり、職域を超えた活動が東京で始まる。この活動に東京青年司法書士協議会から手を挙げて加わった一人が、裁判や労働問題に関心を寄せていた伊藤文秀だ。

「もともとある裁判所の調停や行政機関のADRと同じことをするのでは意味がありません。司法書士として何ができるかを模索し、意見交換や勉強会を続ける中で我々が出会ったのがメディエーションという手法でした」

メディエーションとは、当事者同士が同席して話し合う、アメリカやイギリスなどで主流となっている関係調整の手続(調停)のこと。トレーニングを受けた調停人が間に入り、中立的な立場で対話を促すことで、互いの理解を深め、誤解やすれ違いを解きながら解決へとつなげていく。

「司法書士が関わる民事紛争は、人間関係の問題が背景にあることが多く、感情や諸事情が複雑に絡み合って起こるので、法的な争点だけを見ていては納得のいく解決に至りません。そうした特性に、双方の関係性を尊重するメディエーションが結びつき、『対話促進型ADR』をめざすことにしたのです」

東京司法書士会は2004年にADR検討委員会(のちに調停センター設置準備委員会に変更)を設置。心を開いた率直な話し合いのカギとなる調停人・調停管理者を育成する研修制度づくりや、簡裁訴訟代理権の範囲を超える事案について助言をもらう弁護士の選定など、準備や試行を着々と進めていった。2007年にADR促進法※が施行されると、翌年に法務大臣の認可(第22号)を取得。四谷の司法書士会館の一角に調停センター「すてっき」を開設した。

開設から14年、数々の調停を見守ってきた伊藤は次のように語る。

「話し合いがすんなり進むことばかりでなく、合意に至るまでに苦しい時間があることも事実です。しかし、長い沈黙の後にふと歩み寄る一言が出て、それが相手の心を動かし、一気に解決に向かうこともある。終わった後は、100%の満足とはいかないまでも、皆さん何か解放された、ホッとした表情をされます。ご自身の中で区切りがついたのでしょう。最初は気まずい様子だった当事者たちが、最後は言葉を交わしながら並んで帰っていく姿を見ると、本当にうれしいものです」

親族や隣人、職場のトラブルなど、身近な法律家である司法書士だからこそサポートできることがある。これまでの蓄積と経験を活かし、「すてっき」はこれからも困りごとを抱える利用者に寄り添っていく。

※ADR促進法=裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

司法書士なんでも相談室

身の回りで起こるトラブルや悩み事。法律の専門家なら、解決のためのアドバイスができることがあります。このコーナーでは、皆様のお悩みに司法書士が答えていきます。

Q1

久しぶりに実家に帰ると、高価な化粧品が山のように積まれていました。母に聞くと「訪問販売のお姉さんが親切で、断りにくくて」と、必要以上に買わされていたことがわかりました。返品できるのでしょうか。

A まずは、いつ商品を買ったのか確認しましょう。訪問販売の場合、売買契約から8日以内なら、無条件で申し込みの撤回または契約の解除（クーリング・オフ）が可能です。化粧品を一部使用してしまった場合でも、未使用品はクーリング・オフが可能ですし、2022年6月1日からは、従来の書面のほかに、販売事業者へ電子メールやFAXを用いた方法でもクーリング・オフが可能になりました。

また、クーリング・オフの期間を過ぎていても、日常生活において通常必要な分量を著しく超える大量の商品を買ってしまった場合は、売買契約から1年以内なら、特定商取引法に基づき、過量販売として契約を解除することができます。

お母様に、契約が解除できる可能性があることを説明し、販売員の名刺や領収書等から業者の連絡先を調べて、返品の申し入れをしてください。対応に迷うとき、不安があるときには、司法書士にご相談ください。法的根拠に基づいた対応方法の検討や通知書類の作成など、さまざまなサポートが可能です。

Q2

勤務先の経営者ともめたことが原因で転職しましたが、支払われていない給料があります。どのように請求したらいいでしょうか。

A まずは、雇用契約書や出勤簿等をもとに、未払いとなっている賃金を計算します。根拠となる資料が手元になければ、勤務先に開示を求めましょう。未払いの額が確定したら、勤務先に請求します。請求の証拠を残すため、内容証明郵便で送るのが望ましいでしょう。

不払いが続くようであれば、勤務先に是正勧告などの行政指導をしてもらえるよう、労働基準監督署に申告します。それでも事態が改善されない場合は、裁判所で労働審判や民事訴訟を起こすことになります。

司法書士は、こうした賃金未払いへの対応に関してもお手伝いできますので、あなたから勤務先に連絡しても応じてもらえないなど、困ったときはご相談ください。賃金請求権には3年間※1の消滅時効がある※2ため、先送りせず早めに行動することが大切です。

※1 令和2年3月31日以前に支払期日が到来した賃金については、消滅時効は2年です。

※2 勤務先があなたに賃金請求権があることを承認していた場合には、消滅時効が更新されます。

世界の偉人に学ぶ！

ピンチをチャンスに変える考え方

挫折、失敗、絶望。生きていれば誰しも「もうダメかも」と思うような瞬間があるかもしれない。そんなときは、偉人がヒントをくれる。どん底を乗り越え、偉業を成し遂げた彼らの考え方に学んでみよう。

今回の名言

「九転び十起き」

— 広岡浅子

今でこそ女性が社会で働くのが当たり前の時代だが、かつてはそうではなかった。明治期に活躍した実業家の広岡浅子は「女性の社会進出」のパイオニア的存在である。

浅子は三井家6代当主の三井高益の庶子として生まれると、三味線、お琴、裁縫、茶の湯と厳しい花嫁修業を課せられた。一方で読書は禁じられてしまい、浅子は苦悩する。

「必ず習得できる頭脳があるのだから、私も学びたい」

だが、17歳のときに、大坂の豪商・加島屋を営む広岡家に嫁ぐと状況は一変する。8歳年上の夫、広岡信五郎は家業に関心がなく、遊んでばかり。浅子は好きな読書ができるようになったが、怠惰な夫に危機感を募らせる。

「家業が繁盛するかどうかは疑わしい。一朝事あれば、家の運命を双肩にになって自ら起たねばならぬ」

なんとか自分が家業を盛り返さなければならないと、浅子は夜遅くまで読書をしてビジネスの勉強に励む。簿記法、算術を独学で学びながら、世間の動向にもアンテナを張った。すると、「鉱山解放令」が布告されたばかりだということに、浅子は気づく。翌年からは鉄道の敷設工事がスタートすることも合わせて考えれば、蒸気機関車の燃料として、多くの石炭が必要となるのではないか。

浅子は炭鉱ビジネスの可能性に賭けることを決意。金策に走り回って炭鉱を買収すると、現場で炭鉱夫たちを指揮しながら、率先して汗を流した。自ら坑道の先頭に立って、採掘することすらあったというから、凄まじい行動力だ。

もちろん、家族からは反対されたが、人を動かすには、まずは自分が動かなければならないと浅子は考えたのだろう。屈強な男たちを相手にしても怯まないために、浅子は懐にピストルを忍ばせていた。相当な覚悟である。

そんな身を削った努力が実り、炭鉱夫らの信頼と協力を獲得。産出量も明治30年には前年比で約5倍増となる1万7421トンまで急増し、収益は順調に伸びていった。

その後も多角的に事業に乗り出した浅子。もちろん、うまくいくことばかりではなかったが、「九転び十起き」を座右の銘にどんなピンチも明日への糧とした。

広岡 浅子（ひろおか・あさこ）
1849年、京都府生まれ。三井高益の四女。明治維新を機に、嫁ぎ先の加島屋が経営難に陥ると、炭鉱経営に乗り出した。加島銀行の設立、大同生命の創業に携わるなど実業界で活躍。日本女子大学の創立にも尽力した。

広岡浅子的結論
怖くても一歩踏み出そう

文 真山知幸
著述家。ベストセラー シリーズ『ざんねんな偉人伝』（学研プラス）のほか、『泣ける日本史』（文響社）、『偉人メシ伝』（笠間書院）など、偉人や名言をテーマに著作多数。『偉人名言迷言事典』（笠間書院）では偉人100人の言葉と人生を一冊にまとめた。書籍の監修や大学講義も行う。

東京司法書士会の活動

Activity Report

各分野の専門家と連携して相談会を開催

司法書士や弁護士、税理士などの「士業」は法律関係の専門家ですが、それぞれ得意分野が違います。東京司法書士会では、さまざまな相談に対応できるよう、他士業と連携して相談会を開催しています。今年9～10月には、下記の3件を開催しました。いずれも毎年恒例のもので、相談は無料です。

このうち「第27回暮らしと事業のよろず相談会」は、10種類の士業等による相談会です。当日は会場の新宿駅西口広場イベントコーナーに、92名の方が相談に訪れ、相談内容に合った専門家2～3名がチームを組んで対応しました。

事前予約者のほか当日飛び込みで訪れる人も多かった

9～10月に開催した相談会

- **三者連携！相続登記支援室無料電話相談会（9/12～16、10/17～21）**
- **第27回暮らしと事業のよろず相談会（9/17）**
- **司法書士と不動産鑑定士による秋の無料相談会（10/5）**

このほかにも東京司法書士会では、さまざまな相談会を開催しています。最新情報は次のQRコードからご覧ください。

むきあう・ささえる・つながる「いのちを守る何でも相談会」

東京司法書士会は面談および電話で「いのちを守る何でも相談会」を実施しています。「しごと」「お金」「学校」「くらし」「家族」「こころ」「いじめ」。あなたが抱える悩みを解決するため、司法書士が精神保健福祉士または公認心理師、臨床心理士とともにアドバイスします。相談は無料。「こんなことくらいで…」とは思わずに、まずはご相談ください。ご家族・ご友人の悩みでもお気軽にどうぞ。

面談またはお電話で

○ **面談**

2023年3月までの毎月第4月曜日

事前予約不要です。当日、直接会場までお越しください。

開　催　日：2022年12/26、2023年1/23、2/27、3/27

受付時間：18:00 ～ 20:00（相談は21:00まで）

会　　場：司法書士会館
新宿区四谷本塩町4-37
（JR四ツ谷駅から徒歩5分）

○ **電話**

2023年3月までの毎月第1、3月曜日（祝日・休日を除く）

0120-107-123

開　催　日：2022年12/5、12/19、2023年1/16、2/6、2/20、3/6、3/20

受付時間：18:00 ～ 20:30（相談は21:00まで）

司法書士ミニヒストリー

司法書士のルーツは、江戸時代に農民が訴訟を起こすときに手助けをし、書類の作成や手続代行も行っていた「公事宿（くじやど）」と考えられています。江戸の昔から必要とされてきた「いざというときのサポート役」は、今の司法書士にしっかりと受け継がれています。

今回の表紙
東洲斎写楽「二代目嵐龍蔵の金貸石部金吉」（にだいめあらしりゅうぞうのかねかしいしべきんきち）

ⓒ公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団

faro ファーロ
ファーロ faro 2022 winter vol.58 ／2022年12月2日発行
発行元：東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37
TEL.03-3353-9191
発行責任者：安藤剛史
編集人：星寛志　池谷昌亮　佐藤マリン　手代木美保
制作：株式会社一粒舎　印刷：柳本印刷株式会社

東京司法書士会では**無料法律相談**を実施しています

※新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、予告なく変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

一人で悩まず、司法書士にご相談ください

公認キャラクター しほたん

おまかせ!!

遺言のことを聞きたい

相続の問題で困っている

会社をつくりたいけどどうしよう

クレジット・サラ金の問題で悩んでいる

不動産の名義変更をしたい

成年後見制度を使うには？

友人とのお金の貸し借りで困っている

弟と遺産争いに…

隣家と境界線でトラブルに

電話で相談したい

司法書士ホットラインにお電話ください

昼 10:00〜15:45

平日（月〜金曜）

03-3353-2700

夜 17:00〜19:45

水・木曜（祝日除く）

042-540-0663

会って相談したい

2か所の相談センターがあります。まずは、電話でご予約ください

四 谷

東京司法書士会総合相談センター

新宿区四谷本塩町4-37
（JR四ツ谷駅から徒歩5分）

電話予約はこちら

03-3353-9205

平日 9:00〜12:00/13:00〜17:00

※男性相手には話しにくい悩み事の場合などは、女性司法書士への相談を希望することもできます（女性の方のみ）。電話予約の際に、その旨お伝えください。

立 川

三多摩総合相談センター

立川市曙町2-34-13
オリンピック第3ビル202-A
（JR立川駅から徒歩6分）

電話予約はこちら

042-548-3933

平日 10:00〜16:00

もめごとを当事者同士で解決したい

調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いします

裁判ではなく、話し合いによる解決をめざします

日常生活の中で起こる親族や近隣住人などとのトラブルは、できれば裁判ではなく、今後の付き合いのことも考えて、当事者同士の話し合いで解決したいもの。でも、当事者だけでは感情的になってしまったり、法律の専門知識がなくて話し合いが進まない、そんな場合は調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いをします。

お問い合わせはこちら

03-3353-8844

平日 9:00〜12:00/13:00〜17:00

お電話またはHPでお申し込みください！

出張による相談にも対応しています

お体の事情などで常設相談会にお越しいただくことが困難な方（東京在住の方のみ）を対象に、予約制で、地域の役所や学校などの公共施設、高齢者施設などへの司法書士の出張相談を行っています。

※お申し込みは、施設などを通してお願いします。

お問い合わせはこちら

03-3353-9191

（東京司法書士会事務局）

平日 9:00〜12:00/13:00〜17:00

東京司法書士会のHPからもお申し込みいただけます

東京司法書士会

https://www.tokyokai.jp/

視覚障がいの方のための音声コード（Uni-Voice）です